

<JMITUホームページ>  
<http://www.jmitu.com>

<JMITUオハラ樹脂工業分会 Eメール>  
 JMITUオハラ樹脂工業分会への文書送付、ご意見、  
 問い合わせは「jmitu\_aichi@oren.net」へ。



## Eメール交渉ニュース

発行所

**JMITU** (日本金属製造情報通信労働組合)  
**オハラ樹脂工業分会**  
 〒457-0841 名古屋市南区豊田五丁目17-10  
 「オハラ樹脂工業分会ホームページ」※組織外、  
<http://www.oren.net/jmiu/ojk-union/index.html> 無断転載禁止

# 「具体的な要求内容が不明」として団交拒否!!

2020年 11月6日	2020年 11月4日	2020年 10月29日	2020年 10月28日	2020年 10月26日	2020年 10月22日	2020年 10月19日	2020年 10月14日	2020年 9月29日
会社側	当労組	会社側	当労組	会社側	当労組	会社側	当労組	当労組
貴組合本年11月4日付「団体交渉につきまして」との書面を受領しました。同書面1については、貴組合の要求内容が不明であり、今回の貴組合による「就業規則の運用、取り分け従業員の処分について」を議題とする団体交渉には応じかねます。	本議題について貴社が求めておられる「具体的に」とは、いったい何を求めておられるのか、理解に苦しんでおります。また、国会の質問主意書でもない、単なる「団体交渉の議題」で、ここまで拘られる貴社の対応は、団交拒否の口実と考えざるを得ません。これ以上のやりとりは、団体交渉席上での協議を求めます。	貴組合本年10月28日付「団体交渉につきまして」を受領しました。同書面によつても、団体交渉を行ひうる具体的な要求事項が示されていません。特定の従業員に関する処分に関するお申し入れが含まれるかも含め、具体的にお知らせください。今だ団体交渉の内容が不明であり、10月30日までに候補日をお知らせすることは出来かねます。	当労組と致しましては、「就業規則の運用、取り分け従業員の処分について」の貴社の労務管理の基本も含めて運用のあり方について団体交渉席上での説明を要求しているのであります。さらに申し上げるのでは、貴社が従業員の処分に際し、どの様な調査を行い、どの就業規則に照らし合わせ、誰がその判断を行い、その合理性についての説明も要求するものであります。	本年10月14日付貴組合「団体交渉につきまして」と題する書面の「就業規則の運用、取り分け従業員の処分について」：貴社の労務管理の基本も含めて運用の在り方にについて団体交渉を求めているのであります。によっては、貴組合の具体的な要求は不明です。貴組合が団体交渉を求めておられる具体的な内容が明確でない現段階では、団体交渉の日程の候補をお示しすることは出来かねます。	当労組と致しましては、何度も申し上げておおり、3候補日を10月26日までに必ず回答されるよう求めます。	貴組合書面記載2議題（2）については、貴組合書面にてご説明をいただきましたが、いまだ貴組合が団体交渉を求めておられる具体的な内容が不明です。要求事項を具体的にご説明ください。	議題（2）について、貴社は「貴組合が団交を要求される議題は、特定の懲戒処分に関する要求でないことと了解しました。」と述べられましたが、何度も申し上げるように具体的な事例（本年7月16日の社内トラブル）を巡つて、「就業規則の運用、取り分け従業員の処分について」これまで本末転倒とも思われる見当違いの運用が為されているようあります。これまた本末転倒とも思われる見当違いの運用が為されています。団体交渉を求めているのであります。	当労組は、本年9月23日開催の団体交渉議題に関して、協議の継続を求める為、下記の通り団体交渉の申入れを致します。 <b>（1）山積する議題を消化させる為の団体交渉のもち方にについて</b> <b>（2）就業規則の運用、取り分け従業員の処分について</b> <b>議題内容</b>